



議会だより 第25号

平成23年11月発行

# みやこ

スポーツフェスタ In みやこ 2011  
「アジャタ大会」10月3日

## もくじ

- \*議案議決結果 ..... 2～3P
- \*町政を問う・一般質問 ..... 4～11P
- \*がんばっちゃん ..... 12P

# 平成23年 第4回 みやこ町議会定例会 (9月)

9月定例議会は、去る9月5日から16日までの12日間の会期で開催されました。

町長提出の議案は条例の改正2件、補正予算3件の計5件でした。議員提案は、意見書案1件、委員会提案1件でした。

なお、追加議案の決算認定案件12件については継続審査となり、決算特別委員会に付託されました。

提出された議案の概要と審議結果をお知らせします。

## 議案議決結果

議案第46号	みやこ町税条例の一部を改正する条例の制定について (税の納税管理人などが申告しなかった場合の罰則の強化。3万円から10万円以下に増額された。寄附金税額控除の定め拡大)	原案可決 (賛成14 反対1)
議案第47号	みやこ町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (小規模団地の払い下げをし、巣鳥第2団地、皆見第2団地、徳政団地を廃止するため条例から削る。)	原案可決 (賛成15 反対0)
議案第48号	平成23年度一般会計補正予算(第2号) (4億7,629万6千円を追加し、118億3,121万2千円とする。決算剰余金6,920万9千円を繰り上げ返済に充てる。財政調整基金積立金3億5,850万1千円の積み立てをする。)	原案可決 (賛成15 反対0)
議案第49号	平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (3,603万7千円を追加し、29億2,489万6千円とする。前年度繰越金6,761万8千円および歳入欠陥補てん収入の減額を3,158万1千円とする。)	原案可決 (賛成14 反対1)
議案第50号	平成23年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (4,137万7千円を追加し、20億1,859万6千円とする。介護、地域支援事業の精算によるもの。)	原案可決 (賛成15 反対0)
発議第10号	有害鳥獣対策強化に関する意見書(案)について	原案可決 (賛成15 反対0)
請願第1号	所得税法第56条の廃止、業者婦人の実態調査を求める請願書	原案採択 (賛成12 反対3)
発委第1号	議会の委任による町長の専決処分について (地方自治法第180条第1項の規定によるもの。)	原案可決 (賛成11 反対4)

## 平成23年度一般会計補正予算(第2号)主な事業など

### ・給食センター建設事業費11億2,390万円

今年度工事費は5,520万円で備品購入費は4,200万円の減額。

### ・農業費150万円

有害鳥獣対策で猪・鹿など防護電気柵設置補助。

### ・商工費(商工会補助)300万円

当初予算に300万円を追加し、5,000万円のプレミアム商品券を発行する。

### ・教育費150万円

生徒指導強化のための常勤講師を雇用。

## 有害鳥獣対策強化に関する意見書

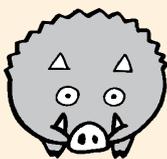
近年、野生鳥獣の生息分布の拡大・増加と農林業者の高齢化等に伴って、農山村にあっては、野生鳥獣による農林業への被害が全国的に深刻化しています。

農家は営農意欲を失い、森林所有者は林業への関心が低下するなど農山村の過疎化をさらに、加速化させている極めて深刻な状況となっています。

当町においてもシカ・イノシシによる被害に加えサル等の被害が拡大しており、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっています。

については、国において、被害の深刻化・広域化に対して有害鳥獣対策を抜本的に強化するため、下記事項を実現するよう強く要望します。

1. 野生鳥獣の生息数及び農林業への被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体管理体制を確立すること。
2. 各地域においてそれぞれ、防護柵の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。
3. 有害鳥獣対策に要する市町村の経費負担を軽減し、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと。
4. 現場では、有害鳥獣駆除の担い手が不足していることから、対策技術の開発・普及等有害鳥獣駆除の担い手の育成を推進すること。
5. 里山整備や野生鳥獣の生息環境に配慮した山づくりを工夫し、人と野生鳥獣の住み分け対策を推進すること。



**可決!**  
**国に提出**

## 所得税法第56条の廃止、業者婦人の実態調査を求める請願書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者86万円、家族50万円です。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできますが、同じ労働に対して、申告の仕方でも働き分を認めない制度に国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されています。

一人ひとりの人権を認めない封建的な『家制度』の名残である56条は、早急に廃止すべきと300余の自治体が国に意見書を上げています。

世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、金融財務大臣が廃止に向け研究、検討すると答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも1日も早く廃止して下さい。

いま中小業者は、円高、仕事・売上げ減により、所得200万円以下が44%超と、生きていくこと自体が困難な状況に追い込まれています。2つ、3つの仕事をかけもちして、家業、暮らしを守っているのが実態です。国がこうした実態を調査し、家業で生活できる支援・施策を講じられるよう要望します。

### 【請願項目】

- 1、 所得税法第56条を廃止すること
- 2、 自営商工業ではたらく業者婦人(女性事業主・女性家族従業者)の実態調査を実施し、支援・施策を講じること

## 文教厚生常任委員会行政視察研修 川崎町学校給食センターを視察(10月5日)

文教厚生常任委員会は議長をはじめ9名にて、先進地視察研修を行いました。

「川崎町学校給食センター」はみやこ町に建設予定の規模と、ほぼ同じ大きさのものでしたが、最新の厨房機器が導入され、安心安全な学校給食が提供されていました。

私達も242円で給食を頂きましたが、カロリー計算をされた食事をとることでメタボ対策になるのではないかと思います。

(文教厚生常任委員長 田中 勝馬)



ライブ中継で厨房内を見学

# 町政を問う!! 一般質問

## Q 本庁舎の建て替えについて

### A 後期基本計画を策定する中で位置付けを明確にしていきたい



原田 和 美  
議 員

**Q** 3町が合併し分庁方式で5年が経過。分庁方式を廃止して本庁方式にしたらいかがなものか。

**A** 現庁舎ですべての課を配置減につながる。

**Q** 現庁舎ですべての課を配置減にすることは可能か。

**A** 現庁舎ですべての課を配置減にすることは可能である。新庁舎の問題は大変重要であり、財源確保等は、合併の優遇施策である合併特例債を活用しない選択肢はないものと思っ

**Q** みやこ町の後期基本計画を策定する中で重要な庁舎の建設等の問題は、位置づけを明確にしていきたい。

**A** 本庁舎建替えには、町民の皆様方よりアンケートを取り、早急



みやこ町役場本庁

**A** 議員、町民の皆さんの意見を聞き真剣に取り組む考えである。

## 政治倫理条例について

**Q** みやこ町職員採用絡みメール騒動の告訴について、町長は6月定例議会の答弁は罪を憎んで人を憎まずと綺麗ごとを言っているが、納得ができないので再質問をする。

**A** 議員、町民の皆さんの意見を聞き真剣に取り組む考えである。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしているように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**Q** みやこ町職員採用絡みメール騒動を起こした議員はある議員の名前を無断で使用した。町長はメールを受信してからある議員さんの自宅に相談に行きましたね。

**A** この問題についてはもう決着がついているものと考えている。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしているように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 確かにそういうことはあった、本人が謝罪をし、皆様の前で謝つたということで私なりに決着はついたのではないかと考えている。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**A** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。

**Q** 町長は私が個人攻撃をしていないように受け止めているのであるから政治倫理条例を廃止して下さい。



夫 秀 員 議 本 飯

# Q 効率的な行政区の再構築を

## A 早急に善処したい

**Q** 直近の資料で、みやこ町は7,697戸で、115行政区あり、平均すると約67戸となり、色々な事情で単純に統括や分割できない事は充分理解しておりますが、少ない区で4戸、多い区は300戸で、あまりにも差が大き過ぎる。

また、近年みやこ町はアパートやマンションが増えてきており、既存の集落に比べ住人の入れ替

わりが激しく、また生活環境やリズムも異なり、単に団地を既存の行政区に組入れる事は、双方に無理が生ずると考えるので、区所有財産や地理的要件を考慮し再構築の必要があると考える。

**A** 大変重要な検討課題と考えており、4世帯で集落機能が果たせるのか、共助行動が発揮できるか危惧しているが、議員指摘の通り歴史的経緯等があるので行政

の強要は困難であるが、新しい団地で既存の区の中に入れない、あるいは入れてくれない等の声は聞いているので、早急に善処したい。

### 本庁舎としての機能充実を

**Q** 合併協定書には、本庁方式にする点があり、合併時点では収まる箱がないから、やむなく本庁機能を分散したが、行政執行上好ましくない事は皆解っており、町長の意思が伝わり難い、或いは町民の相談窓口が特定できない等の弊害が出ている。

**A** 合併のツケを後々に残さないためにも合併特例債が使える内に、新たに本庁舎を構えるか、既存の庁舎を整備し、本庁舎とするか、いずれにせよ町民サービスを充実、向上させるためにも早急に完全移管することを望む。

**A** 本庁機能の充実については、多くの声を聞いている。ついでに、議員指摘のように合併特例債が使える内に新庁舎建設、若しくは現庁舎の模様替えにしても、議員をはじめ多くの意見を聞きながら進めていく。

### 北九州市の空き店舗利用は

**Q** 農業を活性化させる為に北九州市の空き店舗を有効活用する事について、行政の取組みを求めたいが、経過を問う。

**A** 北九州の商店街には2割程度の空き店舗があり、既にJA福岡みやこが、補助事業を活用して黒崎に新店を出店している。経営は大変なようであるが、個人農家の求めがあればパイプを繋ぐ。

### 環境資源のPRで活性化

**Q** 本町には歴史的建造物や史跡等々あるが、今の点を線や面に広げ、より人を集める事で活性化を図る為にも、官民の関係なく、みやこ町のホームページで環境資源や旬の特産品等の情報を広くPRすべきと考える。花をみても、勝山の花桃、豊津の菖蒲、犀川のシャクナゲ等々取組みを望む。

### 官民問わずに体験型観光も

**A** 官民問わずに体験型観光も取入れ、広報等でPRを行う。

**Q** 一部の中学校生の非行が目立ち、真面目に中学校生活を送り

たい生徒の迷惑になっている。中学校は社会性を身に付ける場でもあると考えるが、指導は。

**A** (教育長)長期間の授業参観等で保護者と学校の連携を密にしている。



勝山中学校ブラスバンド部

### 給食センターの地産地消は

**Q** 栽培者や納入者或いは品目、栽培方法等々の検討経過を尋ねる。

**A** (教育長)指摘されたなかで、農産物規格については幅広く対応していくが、他の事案についてはJAと協議している。

Q

# 道路行政「道路網のインフラ整備を急げ」

A

## 町としても用地交渉に取り組んでいく



田中 勝馬  
中 議 員

犀川久富線の早期開通と豊津丸食前から今川線にバイパスの検討を

Q 幹線道路整備は、日常雑貨や地場産業のための物流輸送、日々の物流、通勤圏の拡大など、住民の暮らしの生活道路、企業の進出等にも大きな役割を果たす必要不可欠なものであり、ひいては町の発展の要ともいえる。

A 犀川久富線については、用地交渉が難航しているのが現状である。県とも協力しながら、町としても用地交渉に取り組んでいきたい。

豊津の町中から今川線のバイパスの検討は、今後、都市計画を含め、後期基本計画の中で基本的な道路を作っていく事が必要ではないかと考えている。

豊津錦ヶ丘交差点に信号機の設置を求める

Q 交通事故で、尊い命をなくす前に地域住民の切実な要望であり、強く求める。

A 多くの生徒児童の通学路でもあり、変則交差点から安全確認がとりにくい面など、交差点の状況を警察署によく説明して、事故が起これないように、対処をお願いしたいと考えている。



豊津下本町交差点

地域住民に密着した交通機関の充実を

Q 交通機関は高齢者や子どもなどの交通弱者にとって必要不可欠なものである。

現在運行している交通機関に何時でも、どこでも、誰でも自由に乗れるように、集落を結ぶ循環型の地域交通体系の再構築を図るよう求める。

A 過疎化、高齢化等に伴う交通弱者の移動手段の確保は、町として喫緊の課題だと認識している。町としても既存の交通手段を有効にし、利用者の要望に沿った交通体系の見直しを行う。

地域の公民館譲渡の問題

Q 公民館は地域になくはならない、地域振興と住民生活の向上、社会福祉の増進に寄与する大切な場所となっている。譲渡する場合は、行政の責任に於いて、区の負担にならない様、十分な配慮を求めらる。

A 公民館、集会所は115施設あり、町が所有する施設は60施設となっている。

地域の皆様の拠出によって建設された同様の施設が半数あり、町が所有する施設とのバランスも考慮し、できるだけ地元負担を軽減する方法を進めている。

新庁舎建設合併特例債の優遇措置の有効活用

Q 支所を統合し本庁方式にすれば、各行政部門が1カ所に集約されることにより、経費の削減、業務の効率化の向上や住民サービスの向上が期待できる。

将来を見据えた新庁舎建設構想に特例債の有効活用を検討してはどうか。

A 合併特例債の期間はあと5年、この機会を無くせば、将来にわたり、現状の分庁方式を続けていかねばならない。

今後策定の後期基本計画に位置付けを明確にし、経費の削減、メリット等を十分に精査し多くの皆さんのご意見をお聞きし、早急に結論を出したいと考えている。



錦ヶ丘下公民館



直 義 野 柿  
議員 議



久保保育所運動会

# Q 町民の願いをどう受け止めていますか

## A 保育所民営化に賛成も反対の声も民意

### 保育所の運営について問う

**Q** 町長は町民が保育所行政に求めているものをどうとらえていますか。

**A** 近年女性の社会進出により低年齢児童、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の入所希望が増え、早期保育や延長保育を希望する保護者がふえています。きめ細かく対応するといった柔軟さが求められる。また、保育所の質的な部分とし

て子供の個性や知恵をはぐくむ保育が求められている。

**Q** 民営化に対し保護者や町民から反対や賛成の請願書、陳情書が出されているが町民の民意をどう考えるか。

**A** 民営化に反対の声も民意、賛成する方も民意だと思えます。町民の皆さんと一緒に考えながら、どううまちづくりをしていくのかということが問われている。

**Q** 6 保育所の民営化をめざす真の狙いはなんですか。

**A** より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があり、迅速かつ柔軟に対応できるものであれば変えていくべき。町内の私立保育園は延長保育やゼロ歳児保育の特別保育事業を全園で実施するなど、積極的に取り組んでいます。公立保育所では多様化する町民の保育ニーズに十分に応えられていない。

**Q** 保護者が公設保育所で求めている早期や延長保育がなぜ出来ないのか。

**A** 公務員法等の法律の枠があって、なかなか官ではできないところもある。

**Q** 一部の公設保育所で早期、延長保育が行われているのに、公務員法の枠を理由とするのはおかしい。他の保育所で町がいつまでも要望に応えないので、保護者は民営化で実現したいと考えるのではないか。

**Q** 高齢者へきめ細やかな支援策をどうとらえているか。

**A** まだまだ高齢者の実態把握が不十分で、福祉サービスの情報が行き届いていないところがある。今後、地域包括支援センターや在宅介護支援センターをはじめ、関係機関と連携をとりながら、実態把握に努める。

**Q** 高齢者のところにもう一歩足を運び相談にのってもらえないものだろうか。

**A** みやこ町地域包括支援センターが相談の受け付け、対応を行っている。来れない方は訪問して相談もしている。土曜日、日曜日を含め24時間の体制。

3つの在宅介護支援センターは勝山地区で御所病院、豊津地区で聖家族の家、犀川地区で犀川園。介護相談受付や、地域の高齢者の見守り訪問なども合わせて行っている。24時間の対応。

### TPPに絶対反対

**Q** 環太平洋連携協定(TPP)に参加することは、日本の農業がだめになるだけでなく、地域医療の崩壊、失業者の増大など多くの分野で、日本の社会制度をさらに市場原理主義で弱肉強食のアメリカ型社会に変えて、日本の庶民の生活を破壊し、犠牲を押し付ける日本の国が崩れる道である。

町長はどう考えるのか。

**A** TPPには絶対反対。TPPに加わると、鉄鋼製品、農産物などの関税がほぼ例外なくゼロとなるほか、外国企業、外資、看護師や弁護士をはじめとする外国人労働者の受け入れに関する規制がでさなくなくなる。アメリカの真のねらいは、サービス、金融関係、公共工事への参入ではないか。力を合わせて反対をしていきたい。

Q

# 病院窓口負担の減免制度を求める

A

みやこ町は24年4月1日から実施予定



熊谷みえ子  
議員

**国保行政の改善を求める。**  
**国保法第44条の運用拡大を求め、方針を改めて再度問う。**  
**Q** 医療を受ける権利を、低所得者の方、生活に苦しんでいる方もひとしく保障していくためにも、一部負担金減免制度を求める。  
**A** みやこ町、行橋市、苅田町で二部負担金の減免条例の協議を行い、統一した条例の制定を検討している。資産に関する減免基準は国の示した内容より厳しくならない範囲を検討している。

ために必要な介護も受けられない。準備基金の総額など、状況はどうか。  
**介護保険料の見直しについて問う。** 利用者の負担増の軽減を図るため、自治体の独自施策、減免や食費補助などの実施、拡充をすること。  
**A** 3年に1度のみやこ町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の見直しの年となっている。策定するにあたり、1月から2月にかけて日常生活圏域のニーズ調査を実施した。町の高齢化率は30%を超え、介護保険適用者の増加が見込まれる。高齢者1人当たりの月額保険料の増加が懸念される。可能な限り基金の取り崩し等で保険料負担者への還元を図りたいと考えている。検討中であり12月には中間報告ができる予定である。

**騒音被害調査を**  
**Q** ブルーインパルスの訓練の騒音の実態の把握をすること。  
**A** 騒音障害を受けており、在日米軍再編による訓練移転も実施され、これ以上の住民負担を強いることはできない。今後も町独自の測定を継続実施していく。基地周辺住民の騒音被害や安全管理上の不安などを考慮し、騒音抑制や事故防止について要望を行っていききたい。  
**太陽光発電の設置を**  
**Q** 給食センターの建設は太陽光発電など再生可能エネルギーの導入などで災害時に対応できる施設の充実を検討すること。  
**A** 災害時での自己完結での施設は防災の面からも必要ではないか検討を求める。  
**A** (教育長) 大型の冷蔵庫や機械など電力が必要で災害時にすべてをまかなうということは大量の太陽パネルが必要になる。蓄電池、自家発電装置も必要である。太陽光発電は設計計画されている。油、生ごみ再生活用装置など、予定にはないが有効な資源として活用していきける例もあり、今後関係課とも協議を行い、検討していく。

**保育所の統廃合問題について**  
**Q** 民間保育所の福祉サービス、第三者評価基準ガイドラインに基づく評価などの実態はどうか。  
**A** (教育長) 建設予定の給食センターは、アレルギー対応食をつくるための部屋を主処理室内に設置し、アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食がとれるように計画している。  
**アレルギーの除去食の想定を**  
**Q** アレルギーマスターの除去食の想定をしているか。  
**A** 卵、そばなどアレルギーマスターの用意はあるか。安全管理をするために必要な職員の配置と衛生管理、チェック体制など、必要だと考える。  
**A** (教育長) 建設予定の給食センターは、アレルギー対応食をつくるための部屋を主処理室内に設置し、アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食がとれるように計画している。



川崎町学校給食センター

卵、そばなどアレルギーマスターの用意はあるか。安全管理をするために必要な職員の配置と衛生管理、チェック体制など、必要だと考える。



中山 茂樹  
議員

# Q イベントの開催は 輪番で

# A イベントの 再構築を図りたい

みやこ町主催イベントの開催は輪番でどうか？

Q 多くの町民の皆様から、「合併してから良い事は一つも無い。各種イベントは本庁中心であり、参加したくても車の運転が出来ない高齢者にとっては不便である」とよく聞く。そこで、夏まつり、花火大会を旧3町で輪番で開催してどうか。

A 本町が合併し6年目を迎えている。旧町の枠組みを越えた、みやこ町としての一体化に向けた事業推進を行っているような状況である。

今年度のイベントについては、本庁のある勝山地区では、夏まつり、慰霊祭は開催済みで、愛郷音楽祭を行う予定である。豊津地区では豪雨の為に中止になったが、花しょうぶまつりを予定していた。



みやこ町夏まつり

犀川地区では産業祭とジャズフェスタみやこを計画している。イベント運営委員会等にて皆様のご意見を幅広くお聞きしながらイベントの再構築を図りたい。

関係者に仕事が入り、町が活気づいてくるはずである。

A 防音工事の対象工事の拡大については、その都度、強く国に対して要望を行っている。しかし、防衛省からは、明確な回答は受けない状況にある。

また、防音工事の対象区域でありながら、その住宅の建築が平成4年の告示以後の為に、防音工事の対象にならない事案が生じている事から、防音工事の対象とするよう、あわせて、現在、要望活動もしている。

九州防衛局からの情報によると、平成25年度から評価指標が変更されるにあわせて、騒音測定を実施する計画があると聞いてい

る。国及び関係機関に対し、積極的に要望活動を続けていく考えである。

## 水道事業

Q 上水道を利用したくても、上水道の配管が敷かれていない地区がみやこ町には多くある。そういう地区の人は全額自己負担でボーリング工事をしている。集落排水のない地区の人が、合併浄化槽を設置する時に、町から助成金が出たが、上水道の配管が敷かれていない地区の人が、ボーリング工事をする時に、助成金を出してはどうか。

また、今後の上水道の拡充に向けての計画があるかお尋ねする。

A 犀川地区、勝山中央地区については、合併以降、計画的に給水地域拡張の変更の申請を行い配水管敷設工事を実施してきた。今後も計画の見直しを進め、給水区域の拡張を検討していく。

また、ボーリング工事の補助金の対応については、現在のところ厳しい状況であり、予定はされていない。

防音工事区域の拡大  
Q 防音工事の線引きは、犀川地区で申しますと、今川を境に西犀川地区は対象外になっている。今川、それを隔てただけで飛行機の騒音は変わらない。不平等だと思わないか。  
防音工事区域を拡大することにより、地元の大工さんや色々な



築城基地にて

Q

# 小中規模農家の増える 作業委託にどう対応するか

A

## 受託者となる認定農業者、 営農組合等の支援、育成を行う



喜 正 員  
柿 野 議

### 認定農業者、営農組合等の 育成、支援の拡充を

**Q** みやこ町の農業は兼業農家が主流であり、その農家経営は変化し、作業工程の内、部分的に作業を他者に委託しているのが現状となっており、その受皿となっている認定農業者や営農組合等の育成、支援が必要であるが、その対策を伺う。

**A** 営農組織への支援に関しては、大豆の適期播種のための機械、アツパーロータの導入支援、白ネギなど作付拡大のための機械、トラクターの導入、営農組織連絡協議会への助成を行っている。また、戸別補償制度の適切な活用により、補助金額を一億円程度増加させることができた。

今後とも引き続き、国や県の補助金なども活用しながら、支援を行っていく。  
**Q** 過疎地域自立促進計画(22年度〜27年度)の中に「農家や集落営農組織の育成に努め、農作業の受託制度の確立と零細農家の機械投資負担の軽減を図る」と記されている。ぜひ経済的支援をやっていたきたい。



大型機械化する農業

**A** 国や県の補助金も出しているが、町として出せる部分はどういうものがあるか考えしつかり応援していきたい。

**Q** 旧3町の体育施設に格差があるが、町民サービスの向上、平等、公平を期すため、早期に改善すべきと思うが、町の考えを伺う。

### 均衡ある体育施設の整備を

**A** 旧3町での整備状況に差はあるが、施設の利用は、旧町単位ではなく、住民はこの施設でも利用することができる。  
今後の整備方針としては旧町単位の同規模の整備をするのではなく、町全体を考えた施設整備を検討していく。  
**Q** 施設の比較はしたのか。  
**A** 勝山にはナイター照明施設は無い。  
**Q** 現状の格差を是正するのかもしれないのか。  
**A** (教育長)今のところ、格差是正というよりも、合併時のそのままを継続する。

### 中学生の国際交流事業 (ホームステイ)について

**Q** 派遣先をオーストラリアからシンガポールに変更した理由と実施後の総括を伺う。

**A** 経費が高く、参加者が10数人程度となっており、このため、経費を低く抑え、より多くの中学生が参加できるように昨年度から変更した。シンガポールはアジアでありながら公用語が英語で、世界では

最も活気ある都市の一つで、また多くの日本企業が躍進している国である。  
(総括については、研修生は現地に進出している日本企業を実際に目にし、多民族国家の、異文化を身をもって体験することができた。  
また語学だけにとどまらず国際感覚を身につけるとともに広い視野を持つことができたと考ええる。  
**Q** 派遣によるホームステイは派遣した中学生のみの交流になるが、逆の受け入れるホームステイをすれば、みやこ町より多くの中学生が交流を深めることができ、効果は大と考えるがその計画はいかがかか。

**A** 先方から、そういう話があれば、考えていく必要があるかと思っている。



現地での交流風景



小田 勝彦 議員

# Q ナイター設備の検討を

# A 総合基本計画で考えている

代替え土地開発基金で

ナイターの設置は

Q 庁舎周辺に災害非難場所を兼ねたナイター設備のついた公園とグラウンドの計画が策定され、基金を積み立て、公園実現に向けて進行中であつたが、合併問題が浮上し、3町合併に至つた現在である。

みやこ町勝山運動公園が完成して24年。いまだ、ナイター設備

が無い。何故、勝山地区にナイターが無いのか。

A 周辺農家の農作物の栽培に悪影響を与える可能性があり設置に至らなかつた。

Q みやこ町勝山運動公園にナイター照明の設置の計画はあるのか。

A 設置計画は無いが必要な施設については整備していかねばと考へている。

Q 合併時に勝山分として1億6,422万円の土地開発基金、災害非難場所を兼ねたナイター照明のついた公園とグラウンド用の基金で照明の設置はできないのか。

A また、勝山地区小中学校のグラウンドに設置の考へはないのか。

A 土地開発基金は公共用の土地を取得するための基金であり目的外の基金の取り崩しはできない。勝山中学校のところに小さいが、ナイター設備がある。中学校で電気がついているところは勝山かな、ああいふ施設を生かせる方法はないかと思つている。

Q 今後どのような考へか。

A 中学校の体育館やグラウンドも町民が一緒に使える一挙両得の施設を総合基本計画で考へている。

Q 中学校のプールは一般開放はなされたのか。開放されたのであれば町民に広報すべきではないか。

A 勝山中学校のプールは23年度も3名の監視員を置き、一般開放しており今後、多くの町民の



勝山中学校グラウンドの照明設備

方々に利用して頂けるように広報に努める。利用者は、園児5名、小中学生32名、一般78名、合計115名利用。

Q ナイター設備、町営プールの維持管理費は。

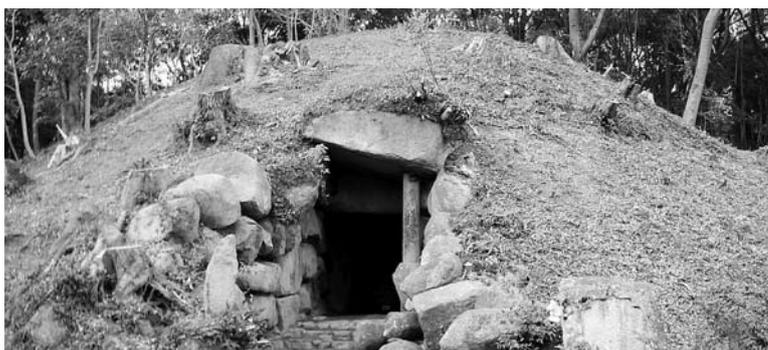
A 犀川、豊津B&G、犀川プール、伊良原河川プール、ナイター照明の管理費は1,366万2,703円。

古墳フォーラム開催についで

Q 古墳フォーラムが計画、開催されますが、見学者が多く訪れ、駐車場、トイレも無い古墳もある。

近隣住民に多少なりとも迷惑をかけている部分がある。

A フォーラム開催中はトイレの無い場所は仮設トイレを設置。駐車場、トイレの設置については24年度、文化財保護委員会等で文化資源の保護、活用計画を策定し検討する。



黒田にある綾塚古墳（国指定文化財）

# がんばりつちよる

## 錦ヶ丘老人クラブ

みやこ町老人連合会豊津支部に所属する「錦ヶ丘老人クラブ」です。年齢は63歳から94歳、74名の家族構成です。では、私たちクラブの「春夏秋冬」の活動を紹介します。

### 春

平成15年よりふれあい公園の清掃を「愛称」「梅の香」と称した約20名が、ボランティア活動をしています。

一年を通し、毎月第2、3、4火曜日の3回早朝から元気者の「ジイ」「バア」が集い、夏は除草、冬は落ち葉の片づけと、高齢者にはなかなかハードな作業であるが「がんばりつちよる」

### 夏

年に一度の旅行会を楽しむため、増収活動として、物品販売をしています。

役員の方々に主に会員の方を訪問し、僅かな収入を会費に充てています。

### 秋

毎年地域の子供との触れ合

いを目的に、豊津小学3年生の子供たちと、通学路のゴミ拾いをし、街をきれいにし汚さないことを誓い合う。またメンバーの一人がこの日のために、苗から育てた芋を焼いて、子供たちと食べながら、芋が日本にきた歴史話を子供たちに聞かせ、「イモ博士」と呼ばれ、子供から元気をもらっています。

### 冬

豊津小学校6年生卒業前の送る会として、餅つきに参加、楽しいひと時を過ごします。



春のふれあい公園清掃



福祉施設入所者とのふれあい活動



学校周辺通学路のゴミ拾い

### 連絡先

みやこ町豊津 594-4  
梅の香会長 木本 寛治  
☎ 33-3731

## 議会広報 特別委員会

委員長 熊谷 みえ子  
副委員長 小橋 真彦  
委員 中山 正樹  
委員 田中 喜彦  
発行責任者 上田 重光

発行日：平成23年11月1日  
発行：みやこ町議会

〒824-0892  
福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地  
TEL0930-32-2511 (内線 301・302)  
FAX0930-32-4563

編集：議会広報特別委員会  
印刷：(株)日報

## 議会傍聴においで下さい。

※住所氏名の記入だけで傍聴することができます。

12月の定例会は、日程が決まり次第、ホームページ・防災無線等でお知らせします。

## 編集後記

3月11日東日本大震災・台風12号による大災害という思いもしない自然災害が日本を襲いました。

今年の夏は異常気象で例年のない猛暑日が続く中、東京電力福島第1原発事故により、電力不足による節電の日々が続きました。

9月半ばを過ぎても33度という記録的な猛暑が続き、小中学校においては秋季大運動会の練習中に熱中症で倒れる生徒が出るほどでした。

10月に入り、幾分か朝夕は秋を感じる季節となりましたが、自然災害の恐ろしさを改めて知らされました。

「備えあれば憂いなし」という言葉のごとく、一人ひとりが防災意識を向上させ、安心安全な町づくりを努めなければなりません。(田中)

